



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
10月25日
第354号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 告 示
解除予定保安林の通知(森林保全課) 1
- 公安委員会公告
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課) 1

告 示

滋賀県告示第413号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年10月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 米原市太平寺字赤岩125(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由 鉱業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和4年10月25日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

- 1 講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分および定員
 - ア 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。) 20人
 - イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。) 20人

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。
 - (2) 種別および実施日時
 - ア 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和4年12月5日(月)から同月12日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和4年12月8日(木)および同月9日(金)の午前9時から午後5時まで
- 2 修了考査
 - (1) 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和4年12月13日(火)午前9時から100分間
 - (2) 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和4年12月13日(火)午前9時から35分間
- 3 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
- 4 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

5 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

6 受付期間 令和4年11月1日(火)から同月9日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第受付を締め切る。

7 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

8 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 5(1)アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書

イ 5(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し

ウ 5(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 5(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し

オ 5(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 5(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 5(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し

ウ 5(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 5(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し

オ 5(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

9 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

(1) 新規取得講習

ア 3号警備業務 38,000円

イ 4号警備業務 34,000円

(2) 追加取得講習

ア 3号警備業務 14,000円

イ 4号警備業務 10,000円

- 10 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。
- 11 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 12 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 13 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 077-522-1231（代表））または各警察署の生活安全課
- 14 その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

